

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の
都内の企業等におけるテレワークの定着・促進を支援します!

テレワーク 促進助成金

一般コース

受付期間延長

申請受付
締切

令和5年
2月28日

テレワークの定着・促進に向け、在宅勤務・モバイル勤務等を
可能にする情報通信機器（モバイル端末等）や
業務関連ソフト等の導入による
テレワーク環境の整備に要した費用を助成します。

※郵送では締切日の消印有効
とし、電子申請では、締切日
の23時59分までにJグラン
ツにより提出されたものを
受付します。

パソコン

タブレット



ソフトウェア

クラウドサービス

機器設置・設定費

申請書類受付・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

TEL: 03-5211-5200 (受付時間: 平日9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyoseikin/telesoku.html>



助成金の概要

在宅勤務・モバイル勤務等を可能にする情報通信機器等の導入により、テレワーク環境を整備する都内中堅・中小企業等が支給決定日以後に新たに取り組むもの（発注・契約等を含む）かつ支給決定日から4か月以内に完了する取組み（※）で、実績報告時までに支払いを終えた経費が対象です。

事業者の規模（常時雇用する労働者数）	助成金の上限	助成率
30人以上999人以下	250万円	2分の1
2人以上30人未満	150万円	3分の2



※ 完了する取組みとは、以下の2項目を満たす取組みを指します。

- ①申請した機器の購入や設定等がすべて完了し、テレワーク環境が整備できた状態であること。
- ②上記①のテレワーク環境を活用し、テレワーク実施対象者全員にテレワーク勤務を6回以上実施させていること。

非正規社員へのテレワーク拡充に伴うテレワーク環境の整備を支援する「非正規社員拡充コース」もあります。詳細はホームページをご確認ください。

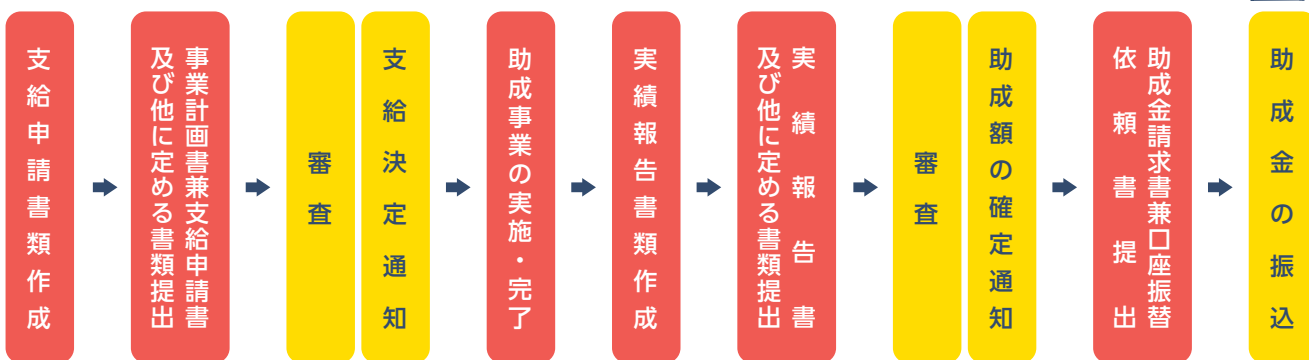


助成対象事業者の要件

- 1.常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
- 2.都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言制度」に登録し、「テレワーク推進リーダー設置」表示のある宣言書がウェブサイト上で発行されていること（実績報告時まで）※その他要件あり

※当財団実施「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」などの助成金を受給した（予定も含む）企業は本助成金に申請できません。詳細は募集要項をご確認ください。

助成事業の流れ



■部分は申請企業が実施する部分です。

助成金申請受付期間

助成金申請受付期間

令和5年2月28日(火)まで ※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では、締切日の23時59分までにJグランツにより提出されたものを受付します。

申請方法

郵送またはJグランツによる電子申請

※来所による持参提出は一切受け付けできません。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。申請にあたっては当財団ホームページ記載の「募集要項」を必ずご確認ください。

募集要項・申請様式はこちら

テレワーク促進助成金



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。